

## 晋南朝における宮城内省区域の展開：梁陳時代における内省の組織化を中心に

小林, 聡  
埼玉大学教育学部

<https://doi.org/10.15017/25839>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 35, pp.69-99, 2007-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

## 晋南朝における宮城内省区域の展開 — 梁陳時代における内省の組織化を中心に —

小林 聡

### はじめに

漢時代に続き、隋唐時代に先行する魏晋南北朝時代がいかなる時代であったのか、この問いに対して、日本の学界では従来様々な見解が出されてきた。その中の有力な見解の一つが、宮崎市定氏に代表される、当該時代を「貴族制社会」としてとらえる理解であるが<sup>1)</sup>、そのような考え方に立った際に、「皇帝」や「官僚制」という中国史におけるほとんど通時代的な存在と、魏晋南北朝を特徴づける存在ともいえる「貴族」層とが、どのような関係にあったのかを探ることとは、当該時代を特徴的な時代として歴史の流れの中に位置づけるための重要な課題になることは言うまでもない。たとえば、東晋南朝に限って見た場合、まずなにより王朝の政治意志を決定する機関は尚書省であり、「貴族」がここを掌握していたことが、この時代を特色づける事象であると理解されてきたと言える<sup>2)</sup>。もちろん、こういった尚書省優位の体制はあくまで基本形であり、たとえば、周知のように中書舍人省を拠点とし、皇帝に直結して権力を振るう、いわゆる「恩倖」が出現してくるなど、様々な動きが現れてくる。また、北朝諸王朝では北族と漢人の対峙を軸とする「民族」問題も、政治を複雑に動かす要素となつてこよう。さらに最近では、右に見たような時代認識をふまえて、各官僚組

晋南朝における宮城内省区域の展開 — 梁陳時代における内省の組織化を中心に — (小林)

織・各地域・各家系・各民族といった枠組みによってこの時代を動かしてきたものを探ろうとする試みが、国内外においてなされてきている。

このように、政治機構や政治運営に関する研究は、多くの成果をあげてきたが、政治運営の舞台装置とも言うべき宮城がどのような構造を持っていたのか、政策決定にどのような影響を与えてきたのか、といった点については、必ずしも重視されてこなかった。古代日本における宮都研究に見られるように、殿舎・宮門・官衙・庭園（園林）など、宮城を構成する様々な建築の機能を探ることによって、その時代の政治のあり方がよりはっきりと像を結ぶはずである。ところが、魏晋南北朝時代を代表する、洛陽・建康（建業・建鄴）・鄴などの巨大都城の中枢をなす宮城については、隋唐の都城に比して考古学的成果に乏しい。特に本稿で主として扱うことになる、東晋南北朝時代の建康宮城に関連する発掘成果としては、二〇〇二年に、南京市の太平南路と中山東路の交差点東南角の大行宮から、「二宮中大路」に相当すると推定される道路遺構や、それに付随した排水溝が発掘されたことが注目されるものの、他は南京市内各地から瓦当などの建築物の断片が発見されている程度で、宮城の全体像を復元するにはほど遠い状態である<sup>3)</sup>。従って、今後発掘作業が進まない限りは、やはり文献史料から当該時代宮城の構造を明らかにしていかなばならないが、政治運営と宮城構造との関連を説明するにあたっては、さしあたり文献史料による検討が目下の課題となるであろう。

文献史料によって現在明らかにされた建康宮城の構造について、梁時代を例にとつて簡単に整理しておく。宮城は三重の宮牆によって区分されるが、本稿ではこの入れ子状の三つの区域を外郭・内郭・最内郭と称することにする。外郭の南の正門たる大司馬門からアプローチした場合、大司馬門を入り、ついで内郭の南門たる応門（止車門）を経て、最内郭の南門たる太陽門に至る（なお、太陽門外の東側に朝堂<sup>4)</sup>尚書上省があった）。太陽門内の最内郭は、さらに三つに区分される。まず、太極前殿・東堂・西堂が東西に立ち並ぶ区域が表側（南側）に位置する。この地区の奥（北側）は、皇帝の日常生活空間たる「帝寝」区域であり、ここには中齋・東齋・西齋の三殿が中心殿舎として東西軸上に並んでおり、太極殿区域とは閣門（省閣とも称したようである）を介して隣接していたようである（本稿では内省の語を使

用する)。内省区域のさらに奥は、「后寝」区域すなわち後宮であり、中心殿舎として顕陽殿以下の三殿が、やはり東西軸上に並んでいた<sup>1)</sup>。このような建康宮城のプランは、魏晉時代の洛陽城のそれを基本的には継承したものであると思われる<sup>2)</sup>。

祝総斌氏は、この宮城の各区域の中でも深奥部に位置する「帝寝」に着目し、これを皇帝の居住区域たる「王宮」と、中書・門下両省などの位置する「内省」に区分し(ただし両者の間に明確な境界はないとする)、「内省」区域が皇帝補佐機構として機能するようになったことを論じた<sup>3)</sup>。筆者は祝氏の研究に示唆を受け、皇帝の意を受けた官人が禁中諸殿舎などに入直することの政治的な重要性を指摘したが<sup>4)</sup>(以下、これを前稿と称する)、検討の過程で、中書・門下両省は内省地区にあつたのではなく、最内郭の外側、内郭の内側にあつた点、また、祝氏の言う王宮・(中書・門下を除く)内省の両者をまとめて「内省」区域として理解すべき点を指摘した。そのため、本稿でもそういった意味で内省の語を使用する。さて、前稿においては、建康などの宮城の構造と「内省」「省中(省内)」の意味内容、及び官人の内省への入直の形態の解明を中心に論じたため、残された課題は多かった。入直制度が晋南朝を通じてどのような容していったかという時間軸を見据えた検討が足りなかつたが、本稿では、梁陳時代に入つて、内省への入直が固定化・体系化していく点について、立ち入つて考察してみたい。

### 一 齊以前における内省の機能―西省から舍人省へ―

まず、本節では、梁陳時代において、内省の機能が変化した点を「西省」を題材にして考える。前稿でも少し触れたが、魏晋南朝においては、「西省」と称される区域がしばしば登場する。もとより、西省という名称の官衙は存在しないが、これを既存の官衙の異称であるとする前提にもとづいて、中書省説・永福省説・秘書省説・宿衛説・門下省説な

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―(小林)

ど様々な見解が出されてきた。近年、張金龍氏は、こういった各説を整理した上で、西省の語は時代やシチュエーションによって異なる場所を指しており、東晋南朝を通じて固定的な「西省」そのものは存在しないと考えた<sup>33</sup>。また、我が国においては、海野洋平氏が、やはり特定の官衙に当てはめる従来の方法論に疑問を呈し、西省を「宮城最奥部の皇帝の日常生活空間」と定義づけた<sup>34</sup>。筆者も基本的には、張・海野両氏の見解に賛同し、太極殿などの宮城中軸線から見て西側に位置する複数の施設が時と場合によって西省と称されていたものと考えているが、本稿では、そのうち内省に關ると思われる部分を取り上げる。まず、『宋書』卷四〇、百官志下に、中書舍人の制度を述べて、

江左初、合舍人・通事謂之通事舍人、掌呈奏案章。後省通事、中書差侍郎一人直西省、又掌詔命。宋初又置通事舍人、而侍郎之任輕矣。舍人直閣内、隸中書。其下有主事、本用武官、宋改用文吏。

とあり、中書省から侍郎を一人派遣して西省に入直させる制度があつたことがわかる。この制度は「江左初」〜「宋初」の間のどこかの時期に生まれたことが推定されるが、『南史』卷二四、王韶之伝に

晋帝自孝武以来常居内殿、武官主書於中通呈、以省官一人管詔誥、住西省、因謂之西省郎。傅亮、羊徽相代在職。とあり、東晋孝武帝治世に、「西省郎」の制度が生まれたことを記しており、また、『大唐六典』卷九、中書侍郎に、

晋氏每一郎入直西省、專掌詔草、更直省五日。從駕則正直從、次直守。

とあつて、西省郎の勤務形態も判明する。これらの記事が全て同じ「西省郎」の制度を記しているとすれば、東晋孝武帝治世以降、中書侍郎のうち、一人を「西省」に派遣して五日交替で入直して詔敕作成に従事させる制度ができあがり、「西省郎」と称された、ということになる。では、西省はどこに存在したのであるか。三つの記事から位置關係を推測すると、まず皇帝が居住する「内殿」は、武官主書が出入りしていることから後宮の殿舎ではありえず、その外側の区域、すなわち本稿で言う内省の中どこか（おそらくは中齋などの殿舎）に存在していたことが推測される。次に中書省から中書侍郎が派遣されるのであるから、西省は中書省そのものではあり得ず、中書省よりも皇帝に近い場所にあつたと考えられる。前稿で述べたように、中書省の官衙には上省・下省があるが、中書上省は宮城内郭の西門である

神虎門の内側にあり、下省は神虎門外にあったと推測されるので、西省は上省のさらに奥、「内殿」に近い内省内のどこかに存在したと考えるのが自然であろう。このように考えると、まず、神虎門外に中書の官人が日常の業務を行う中書下省があり、門内に通常の入直場所である中書上省があり、さらに内省区域には中書侍郎一人が交替で入直を行う西省があり、さらにその奥に皇帝の日常居住空間である内殿があつて、中書省所属の武官主書が内殿と西省との連絡役を務めるといふ体制が、皇帝と中書省との間に築かれたということになる。

ただし、西省は必ずしも中書省管轄下の機関ではなかつたようである。前述の『南史』王韶之伝に、韶之の官歴を述べて、

義熙十一年、宋武帝以韶之博学有文辞、補通直郎、領西省事。晋安帝之崩、武帝使韶之与帝左右密加酖毒。恭帝即位、遷黃門侍郎、領著作、西省如故。凡諸詔黃皆其而也。武帝受命、加驍騎將軍、黃門如故。西省職解、復掌宋書。

とあり、韶之が通直散騎侍郎→中書侍郎→黃門侍郎→領著作と任官する間、一貫して「西省の職」にあたっていたことがわかる。また、『南史』王韶之伝に名前が挙がっている、傅亮について、『宋書』卷四三、傅亮伝に、

義熙元年、除員外散騎侍郎、直西省、典掌詔命。転領軍長史、以中書郎滕演代之。亮未拜、遭母憂、服闋、為劉毅撫軍記室參軍、又補領軍司馬。七年、遷散騎侍郎、復代演直西省。仍轉中書黃門侍郎、直西省如故。…(中略)…  
会西討司馬休之、以為太尉(時に劉裕)從事中郎、掌記室。以太尉參軍羊徽為中書郎、代直西省。

とあり、傅亮は①員外散騎侍郎→②服喪→③撫軍府記室參軍→④領軍府司馬→⑤散騎侍郎→⑥中書侍郎兼黃門侍郎(?)→⑦太尉從事中郎という官歴の中で、①・⑤・⑥において西省郎の職にあたっている。このように、西省郎に任じられるのは、中書侍郎のみならず、集書省・門下省等の官である。『南史』王韶之伝の記事は、単に「省官」をとしており、中書・門下・集書といった諸省の郎官が西省に派遣され、詔敕作成にあたったのが西省郎制度の実態であつたと見ることができる。従つて、中書侍郎のみを西省郎の供給源とする前述の『宋書』百官志下は必ずしも正しくはないといえよ

う。ところで、周知のように、魏晋南北朝時代においては、ある官人が免官されても、官人たるの身分を保持させたまま、ある官の職務を遂行させる「白衣領職」の制度があった<sup>10</sup>。たとえば、『宋書』卷九二、良吏伝に、王鎮之について、

服闋、為征西道規司馬・南平太守。徐道覆逼江陵、加鎮之建威將軍、統檀道濟、到彥之等討道覆、以不經將帥、固辞不見聽。既而前軍失利、白衣領職。尋復本官。

とあるが、王鎮之の白衣領職の例においては、征西府司馬・南平太守・權威將軍といった各々の官職の中に、免官された際に失う「官」の部分と、免官された後もなお遂行されるべき「職」の部分とがあることを意味しよう。西省郎制度についても、こういった「官」と「職」とを分離する考え方を援用すると、中書侍郎等の「省官」がその「本官」と保持したまま、西省に派遣されて詔敕作成などの「職」を領するといふ構図があったことになる。このように、「西省郎」とは「西省」において各省の「郎」が「西省の職」をおこなう制度を称したと考えることができる。

このようにして、東晋末期以降、内省内部において、既成の官人組織とは別に詔敕作成にあずかる西省郎という「職」が生まれた。では、その後、この制度はどのような展開を遂げたであろうか。宋時代においては西省に関する記事はなく、次に現れるのは齊時代である。しかしながら、東晋時代の西省郎のような重要な機能がここにあったようには思われない。『南齊書』卷一六、百官志に、「自二衛・四軍・五校已下、謂之西省、而散騎為東省」という史料に象徴されるように、散騎省の諸官の「東省」と対照をなす、宿衛系武官の官の官衙として現れ、東西両省とも名目上の官と化しており、これを東晋時代の西省と同一視することはできないからである。むしろ注目すべきは、西省郎と中書舍人制度との類似である。『南史』卷七七、恩倖伝に、齊武帝永明年間における恩倖の活動について記して、

時中書舍人四人各住一省、世謂之四戸。既総重權、勢傾天下。

とあり、また、『南齊書』卷五六、倖臣伝に、南齊明帝の時代に、中書舍人が上司をないがしろにして詔敕作成に従事したことを記して、

建武世、詔命殆不関中書、專出舍人。省内舍人四人、所直四省、其下有主書令史。

とある<sup>10</sup>。前述の『宋書』百官志下に、「宋初又置通事舍人……(中略)……舍人直閣内、隸中書」とあることから、「省内舍人」の省内とは閣内の内側、すなわち本稿で言うところの内省を指している。このように考えれば、内省には中書舍人が入直し、詔敕作成にあたる「四省」が存在したことになる。前述の『宋書』百官志下に記事においても、詔敕作成の主体が東晋初期に中書通事舍人、後に西省郎、宋初に再び通事舍人に移ったとしていたので、中書舍人と西省郎の機能は同じものとして考えられていたといつてよいだろう。とすれば、内省内の西省郎の入直区域に中書舍人の「四省」が置かれた蓋然性は高いのではないだろうか。これに関連して、東晋孝武帝時代の史料であるが、『晋書』卷九一、儒林伝に、徐邈について、

及孝武帝始覽典籍、招延儒學之士、邈既東州儒素、太傅謝安舉以応選。年四十四、始補中書舍人、在西省侍帝。……

(中略)……遷散騎常侍、猶処西省、前後十年、每被顧問、輒有献替、多所匡益、甚見寵待。

とあり、徐邈が中書(通事)舍人に任ぜられていた折、西省において帝に侍っていたとする記事があり、彼が散騎常侍に転じた後も「猶お西省に処」つたとする記事は、この当時、本来中書舍人は西省に勤務すべきものであるとする通念が存在したことを察せしめる。そうであるとすれば、東晋孝武帝治世において前述の西省郎制度が始まるまでは、中書通事舍人が西省にあつて、その任にあつていたことが推測されるのである。

なお、東晋孝武帝治世に始まった西省郎制度が、いつ頃廃止されたかについては不明であるが、一つの契機として劉裕による宋王朝樹立が考えられよう。劉裕は王韶之・傅亮・羊徽らを西省に配置することによって政治空間としての内省内部を支配しようとしていたと考えられるが、劉裕自身の即位によって、西省郎制度そのものの意味が薄れてしまったために、この制度は廃止されたのではないだろうか。その後、文帝治世より中書舍人が次第に台頭していくが<sup>11</sup>、東晋時代における西省とをすなぐ宋時代の関連史料が見あたらないために確たることは言えないにせよ、斉時代において西省が宿衛系の官衙の名称となつてしまつたのは、西省が中書舍人の官衙(「四省、すなわち舍人省」と化したために

<sup>10</sup> 晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―(小林)

起こった現象であるかも知れない<sup>13)</sup>。

## 二 梁時代における「内省職」の発展—その後の西省と中書舍人—

前節では、齊時代まで西省郎制度から中書舍人の「四省」までの流れを中心にして、内省区域において、新たな政治的空間が生まれていったことを論じた。では、梁陳時代において、内省空間はどのような展開を見せたであろうか。本節以降では、この点について見てみよう。

まず、前節に引き続き、西省について考える。梁陳時代においても西省と称される区域は存在したが、その機能は以前とはかなり違っている。『梁書』卷五〇、文学伝下に、劉峻（字孝標）について、

天監初、召入西省、与学士賀蹤典校秘書。  
とあり<sup>14)</sup>、『梁書』卷二七、殷鈞伝に、

天監初、拜駙馬都尉、起家秘書郎・太子舍人・司徒主簿、秘書丞。鈞在職、啓校定秘閣四部書、更為目錄。又受詔料檢西省法書古迹、別為品目。

とあつて、西省には書籍や法書が保管されていたことがわかる。このように、梁時代には西省は宮中図書館として現れるのであるが、それにとどまらず、所蔵文物を使用する事業の舞台ともなった。まず『梁書』卷五〇、文学伝下に、任孝恭について、

（任孝恭）外祖丘它、与高祖有旧、高祖聞其有才学、召入西省撰史。

とあり、『梁書』卷三三、王僧孺伝に、

起為安西安成王參軍、累遷鎮右始興王中記室、北中郎南康王諮議參軍、入直西省、知撰譜事。

とあり、史書や家譜（王僧孺伝の「譜」とは『隋書』卷三三、経籍志二に見える、王僧孺撰『百家譜』を指す）の編纂の舞台となっている。さらに、『梁書』卷四八、儒林伝には、沈峻について、

時中書舍人賀琛奉敕撰梁官、乃啓峻及孔子祛補西省学士、助撰録。

とあり、孔子祛についても同様の記事がある。『梁官』は筆者がかつて指摘したように、普通年間（五二〇～五二七年）に賀琛が、『周礼』をモデルとして、梁王朝の礼制や官制を中心とする諸制度をまとめた（おそらくは『大唐六典』のような体裁を持つ）書籍である<sup>15</sup>。つまり、西省は武帝の改革事業の総決算たる『梁官』を編纂事業するための拠点でもあったのである。また、天監初年、五経博士明山賓の推挙によつて朱异が武帝の前で『孝経』・『周易』を講じたことが評価され、武帝は彼を「西省に直せしめ、俄に太学博士を兼ね」しめたとする（『梁書』卷三八、朱异伝）が、これも西省が学術とゆかりの深い施設であることを察せしめる。こういった記事を見ると、梁時代の西省は、書籍・法書を所蔵し、目録・家譜・史書・礼典など様々な編纂事業の拠点として現れることがわかる。こういった事例は、東晋時代とは内容を異にするとはいへ、「西省の職」が復活したことを意味しよう。ただし、学術にゆかりの深い施設としての梁時代の西省は、詔敕作成の場となつていたかつての西省と同じ施設であるとは考えにくい。

一方、詔敕作成にあたる中書舍人はどこに勤務していたのであろうか。『南史』卷六〇、徐勉伝に、「及帝即位、拜中書侍郎、進領中書通事舍人、直内省」とあつて、入直の場は漠然と内省と記されている。また、『南史』六二、朱异伝に、中書舍人として権勢を振るう朱异について述べて、

自徐勉・周捨卒後、外朝則何敬容、内省則异。……（中略）……异在内省十余年、未嘗被譴。

とあるように、中書舍人の（入直も含めた）活動の場は広く「内省」として認識されていたことがわかる。その他に中書舍人の活動の場を示すものとして、『梁書』卷三〇、裴子野伝に、

至是、吏部尚書徐勉言之於高祖、以為著作郎、掌国史及起居注。頃之、兼中書通事舍人、尋除通直正員郎、著作、舍人如故。又敕掌中書詔誥。……（中略）……俄遷中書侍郎、余如故。大通元年、転鴻臚卿、尋領歩兵校尉。子野在禁

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―（小林）

省十余年、静黙自守、未嘗有所請謁、外家及中表貧乏、所得俸悉分給之。とあり、また、『梁書』卷四二、傳岐伝に、

至都、除廷尉正、入兼中書通事舍人、遷寧遠岳陽王記室參軍、舍人如故。出為建康令、以公事免。俄復為舍人、累遷安西中記室、鎮南諮議參軍、兼舍人如故。岐美容止、博涉能占對。大同中、与魏和親、其使歲中再至、常遣岐接對焉。太清元年、累遷太僕、司農卿、舍人如故。在禁省十余年、機事密勿、亞於朱异。

とある。裴子野は武帝治世の中期、傳岐は末期にあたる時期に、各々十数年間において様々な官を歴任しつつ、一貫して中書舍人を兼任し続けたが、その舞台は「禁省」であつたとされる。禁省もまた本稿で言うところの内省にあたると思われる。また、『陳書』卷一九、虞荔伝に、

尋為司文郎、遷通直散騎侍郎、兼中書舍人。時左右之任、多參樞軸、内外機務、互有帶掌、唯荔与顧協淡然靖退、居于西省、但以文史見知、當時号为清白。

とあり、ここでは中書舍人が「左右之任」、つまり皇帝の側にあることが職務であるが如く表現されており、中書舍人が西省・四省といった特定の施設に居ることは想定されていない。また、この記事に出てくる顧協について、『梁書』卷三〇の本伝に、彼の死後出された武帝の手詔を載せた中に、「員外散騎常侍・鴻臚卿・兼中書通事舍人顧協、廉潔自居、白首不衰、久在省闈、内外称善」とあり、また「在省十六載」とも記されているが、これらの文も、やはり中書舍人の勤務地が「省闈」、すなわち本稿で言うところの内省に勤務していたことを示す（「在省」の省は、この場合は内省を指すと思われる）。中書舍人には特定の執務場所があつたのであろうが、皇帝の側に付き従っている時間が多かつたので、漠然と「内省」・「省闈」などと表現するしかなかったのであろう。これに対して、虞荔と顧協とが退いた「西省」は、前述のように文化・學術センターであつたがゆえに兩人にとっては安息の場所となつたわけがあるが、内省の中ではあるものの皇帝の居所から距離をおきたいずれかの地点にあつたと考えてよいだろう。

以上見たように、中書舍人の活動の舞台は、西省や舍人省（四省）といった内省内の一施設にとどまらず、広く内省

(禁省)全体であるとして認識されていたということが出来る。このような変化と時を同じくして、中書舎人に就任する人物像自体にも変化が現れた。榎本あゆち氏が指摘したように、梁時代の中書舎人は、恩倖のイメージが強い齊時代以前の舎人とは異なり、礼学を足がかりにして官界に入っていた人物が多いとされるからである<sup>16</sup>。そういった学術的イメージは、むしろ前節で述べたかつての東晋孝武帝以降の西省郎や、それ以前の中書舎人のそれと通じるものがあるように思われる。『晋書』儒林伝中の、徐邈についての前節で引いた記事の後に、

帝宴集酣樂之後、好為手詔詩章以賜侍臣、或文詞率爾、所言穢雜、邈每応時收斂、還省刊削、皆使可觀、經帝重覽、然後出之。

とあるように、中書舎人(後に散騎常侍に転任)徐邈は、東晋孝武帝の「手詔」の添削を行う存在であった。また、その後制度化された西省郎も、学識豊かな人物が就任するイメージが強い。梁時代の中書舎人も、これらと似通った面があるといえよう。

なお、注意すべきは、内省において重要な役割を果たした官人は、中書舎人とどまらない点である。たとえば、『梁書』卷二五、徐勉伝に、

尋授宣惠將軍、置佐史、侍中・(右)僕射如故。又除尚書僕射・中衛將軍。勉以旧恩、越升重位、尽心奉上。知無不為。爰自小選(かつて就いた吏部郎を指す)、迄于此職、常參掌衡石、甚得士心。禁省中事、未嘗漏洩。

とあり、『梁書』卷三八、賀琛伝に、

改為通直散騎常侍、領尚書左丞、並參禮儀事。琛前後居職、凡郊廟諸儀、多所創定。每見高祖、与語常移晷刻、故省中為之語曰、上殿不下有賀雅。

とあるが、兩人とも記事の時点では中書舎人に就任しておらず(それ以前に任官はしている)、徐勉は主として人事行政を、賀琛は礼制改革を各々担当するために省中、すなわち内省内において活動を行った。内省勤務の資格は、ある特定の官職就任によって生じたものではなく、この間様々な「官」に就きつつも、それとは別に、内省において特定の「職」

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―(小林)

（徐勉の場合は「小選」→「此職」の間における人事の職、賀琛の場合は「參礼儀事」の職）を遂行する形をとったといえる。そういった意味で、これらの例も「官」と「職」の分離という意味で、東晋の西省郎と類似する面を持つ。

以上のように、梁時代において、内省は以前にも増して様々な官人が活動する場所になったが、彼らは本官を帯びつつも、多くが入直しつつ特定の職務を遂行しており、東晋時代の西省郎と同じく、「官」の側面よりも「職」の側面が強く現れていたということができるかもしれない。付け加えて言えば、「職」の側面が強い官職であるように思われる。以上見たような内省における様々な「職」を、本稿では一括して「内省職」と称することにする。「内省職」の増加は、「官」と「職」の分離という魏晋南朝時代を通じて進行した現象の中で次第に政治的重要性を帯びていくことになる。

### 三 梁陳時代における内省の文化・学術センター化

さて、齊時代以前の入直事例においては、西省への入直を除けば、内省内のどこに入直したのかを明記しないケースが多かったのに対し、梁陳時代においては、内省内のどの殿舎に入直したかが明記される事例が増え、また、どのような職務を遂行していたかがおぼろげながらも判明する。前節では、梁時代において「内省職」が充実していったことを、西省や中書舍人などを例として述べたが、それ以外にも、内省において文化・学術にかかわる「内省職」が置かれていることがわかる。そこで、本節では、梁時代やそれを継いだ陳時代において、内省が文化・学術センターとして体系化されていった過程を、いくつかの項に分けて検討していく。

(1) 天監初年における文德待詔省・学士の設置 (附：華林園の機能について)

まず、『梁書』卷四九、文学伝上に、到沆について、

東宮建、以為太子洗馬。時文德殿置学士省、召高才碩学者待詔其中、使校定墳史、詔沆通籍焉。

とあり、天監元年(五〇二年)に蕭統が太子となった頃、文德殿に「学士省」を設置し、碩学の人士をその中に「待詔」させ、史書を校定させる制度ができたことを記す。また、『梁書』卷四九、文学伝上に、天監六年に武帝が袁峻を「文德学士省」に入直させ、『史記』、『漢書』を書写させたとの記事もあり、文德殿に学士省なる新たな官署が成立したことは確かである。以下、この制度を検討する。

「学士」の語は、もとより古くから存在するが、魏晋南北朝時代において、朝廷などの公的機関の學術スタッフとして学士が置かれた例として、宋の泰始六年(四七〇年)、総明觀の四科に各々学士を置いた例(『南齊書』卷一六、百官志)、齊の永明二年(四八四年)、歩兵校尉伏曼容の提議をうけて、尚書令王儉が『五礼儀注』編纂を担当する新旧の「治礼楽学士」を置いた例(『南齊書』卷九、礼志上)、永明五年に、竟陵王子良が雞籠山西邸において儒・仏・道を交えた學術活動を行い、類書『四部要略』千卷の編纂にあたった「西邸学士」の例(『梁書』卷三六、孔休源伝)などがある。特に、西邸学士に関しては、竟陵王の「八友」の一員でもあった武帝がこの制度を間近に見ていたことは容易に想像が付き、文德省、あるいは前節で見た西省の学士制度は、その後身であったともいえよう。一方、齊の治礼楽学士の後身は、頓挫していた『五礼儀注』編纂事業を復活する形で、天監元年に置かれた学士制度である(『梁書』卷二五、徐勉伝)。このように考えると、梁初の諸学士は齊時代の学士を継承するものであったといえるが、梁陳時代を通じて学士制度はさらに分化・発展していくことになる。

一方、「待詔」は、楊鴻年氏によれば、漢代において頻出する制度であり、官・民・男・女を問わず、皇帝の命によ

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―(小林)

つて各種任務を遂行するために待機する状態を指し、太史所屬の待詔が正式の官吏であることを例外として、他の大多数の待詔は正式の官ではないという<sup>17)</sup>。これは、本稿で言う「職」の範疇に属するといえるが、このような待詔の例は、魏晉以降になると、史料上からほとんど見られなくなるが、右の如く、梁時代に至って、文徳殿との関りの中で再び史料上に現れるようになる。前述の到沆・袁峻の例の他にも、たとえば、臨川王後軍記室參軍の王僧孺が天監初年に「文徳省に待詔」しており、『梁書』卷三三、王僧孺伝)、やはり天監初年に征西府諮議參軍兼著作郎であり、五札に詳しかった許懋が「文徳省に待詔」している(『梁書』卷四〇、許懋伝)。また、『梁書』卷三三、張率伝に、

天監初、臨川王已下並置友、(文)学。以率為鄱陽王友、遷司徒謝朓掾、直文徳待詔省、敕使抄乙部書、又使撰婦人事二十余条、勒成百卷、使工書人琅邪王深、吳郡范懷約、褚洵等繕写、以給後宮。

とあり、張率が「文徳待詔省」に入直したことを記す。これらの例では「学士」とは明記されていないが、前述の『梁書』文学伝の記事からいって学士として待詔したと考えられる。梁初の待詔制度は、主として文学や學術一般の才能を持つ人物をピックアップして学士に任命し、文徳殿において待機させる制度であった。そして、この場合の待詔とは本稿で扱う入直とほぼ同義であったといつてよいだろう。史料によつて様々な表現があるので、本稿では、これら一連の入直制度を文徳待詔省における学士制度と称することにす。

ところで、齊時代以前の建康宮城には、文徳殿という殿舎は見いだせない。東昏侯永元二年(五〇〇年)及び三年(和帝中興元年)における宮城の火災や、蕭衍の軍が建康に攻め入つた際の混乱によつて内省地区はかなり荒れ果てていたことが推測される。そのため、梁王朝樹立後に新たに殿舎が建て直されたり、あるいは前述の永元二・三年の火災後に東昏侯によつて建てられた遊興用の殿舎を改名したりして、内省区域の殿舎名は大幅に変わったことが推測される<sup>18)</sup>。

文徳殿はこの時に新たに建てられた殿舎であったのであろう。では、文徳殿はどこにあったのであろうか。『資治通鑑』卷一六〇、太清元年十一月の条において、胡三省は、「文徳殿、建康宮前殿也」と注しているが、宮城の「前殿」はあくまで太極殿であり、胡注に特に根拠があるようにには思えない。史料から文徳殿の使用例を見てみると、武帝はしばし

ば文徳殿において任用候補者を引見しており、『梁書』卷二一、王訓伝、同書卷三五、蕭子恪伝、同書卷三八、賀琛伝など）、武帝が日常滞在している殿舎であるようである。とすれば、内省の中にあることは確かであり、かつ内省の中心的殿舎であったことが推測される。文徳殿と宮城内の他の文化・学術センターとの関係については、『広弘明集』卷三、梁阮孝緒「七録序」に、

齊末兵火延及秘閣、有梁之初缺亡甚衆、爰命秘書監任昉躬加部集、又於文徳殿内別藏衆書、使学士劉孝標等重加校進。乃分數術之文、更為一部、使奉朝請祖暅撰其名録。其尚書閣内別藏經史雜書、華林園又集阮氏經論。

とあり、梁初においては、秘閣（秘書省）と文徳殿に書籍が集積されているほかに、尚書省には経書・史書が、華林園には仏典が集められていた。海野洋平氏は、『梁書』卷五〇、文学伝下に劉峻について、「天監初、召入西省、与学士賀縱典校秘書」とある先に引いた記事と、この「七録序」の記事とが同様のことを述べている点を指摘し、梁時代の西省は文徳殿を意味するとする。確かそのようにも解釈しうるが、一方で、『梁書』卷四九、文学伝上に周興嗣の経歴を述べる際に、「進直文徳・寿光省」とある後に「直西省」とも記し、同一の伝において文徳殿と西省とが書き分けられているので、両者は別の施設であったようにも思われる。また、『南史』卷四九、劉峻伝の該当箇所には「閣」に作っており、こちらの記述が正しいとすれば、劉峻は「秘閣に典校」したことになり、むしろ、陳蘇鎮氏が言うように、梁時代においては、西省とは秘書省（秘閣）を指していた可能性が高くなる<sup>19</sup>。そうであれば、前節で述べたように西省が様々な文化事業を行う拠点であった事実とも符合しよう。以上のように考えると、「七録序」の「学士劉孝標等をして重ねて校進を加えしむ」という記述は、西省学士劉峻らが文徳殿の校定とは別に、秘書省の書籍についても、任昉の収集作業に重ねて校定を行ったと解釈することができるのではないだろうか。とはいえ、この問題については、根拠となるべき史料もあまりないので、結論を保留しておきたい。いずれにせよ、秘書省と文徳殿とが宮城の二大図書館であったが、武帝の居所でもある文徳殿の方がより重要であり、それゆえ、ここに入直する「内省職」が設置されたということになる。

なお、武帝によつて仏典が集積された華林園も、仏教関係に限らない総合的な文化・学術センターとして機能していた。この園林は後宮の北に位置し、内省とは後宮を挟んで対峙する位置関係にあったが、斉時代以前は遊興の場、あるいは聴訟の場として使用された。渡辺信一郎氏によれば、天監五年（五〇六年）に至つて、梁の武帝は華林園の聴訟を罷めるとともに、官僚組織による裁判・録囚制度の整備をはかったとするが<sup>20</sup>、これは同時に華林園の性格を文化・学術センターに特化していくことと表裏一体であつたように思われる。以後、華林園に入直する例（『梁書』卷四九、周興嗣伝・『梁書』卷四三、江子一伝）が現れ、また、儒学に関する「華林講」（『梁書』卷四八、儒林伝）などが開かれる場となり、この時代を代表する類書『華林遍略』が編纂されるなど、文化・学術センター「華林省」は充実していく<sup>21</sup>。

## （2） 寿光省の機能と普通年間における司文義郎の設置

この他、寿光殿なる殿舎が文徳殿との関りにおいて重要な機能を持っていたことが、諸史料からうかがえる。先に引いた『梁書』張率伝に、張率が文徳待詔省に入直した際に、「乙部書」の書写を命じられたことを記すが、これに関連して、『梁書』卷二七、到洽伝に、天監二年（五〇三年）のこととして「遷司徒主簿、直待詔省、敕使抄甲部書」とあり、「待詔省」は前述の文徳待詔省を指すと見られるから、両記事を合わせると、天監初年において、到洽・張率が文徳省に入直して、甲・乙部の書籍筆写にあたっていたことになる。さらに、『梁書』張率伝に、その後のこととして、

七年、敕召出、除中權建安王中記室參軍、預長名問訊、不限日。俄有敕直寿光省、治丙丁部書抄。

とあつて、天監七年には張率が「寿光省」、すなわち寿光殿において「丙丁部書」の書写に従事したことを述べる。魏晋南北朝の宮中書籍は甲・丁の四部から構成されていた。西晋時代に、荀勗が魏の秘書郎鄭默が著した『中経』を改編して『中経新簿』を編纂した折に四部分類を採用したと言われ、東晋の著作郎李充が四部の順番を入れ替えて甲（儒家

經典)・乙(史書)・丙(諸子)・丁(詩賦)という構成に変更したものが、梁時代にも受け継がれてきたと考えられる<sup>22</sup>。また、『隋書』卷三三、經籍志二には、殷鈞撰『梁天監六年四部書目錄』(『弘明集』卷三所収、阮孝緒「古今書最」が挙げる祕書丞殷鈞撰『秘閣四部書』は同一書か)・劉遵撰『梁東宮四部書目錄』・劉峻撰『梁文德殿四部書目錄』(「古今書最」が挙げる『梁天監四年文德正御四部及術數書目錄』は同一書か)を挙げ、祕書省・東宮・文德殿の書籍もまた甲・丁の四部に分類されていたことがわかる。「古今書最」に記された書名からみて、天監六年には文德殿所藏圖書の整理が完了していたことがわかるが、寿光殿において丙・丁部の書写が行われたのは天監七年であるので、あるいは、膨大になった文德殿の書籍のうち、丙・丁部を寿光殿に移転したのかもしれない。史料上の制約からこれ以上のことは言えないが、いずれにせよ、寿光殿に設けられた寿光省は、文德省と連繫しつつ文化・學術センターとして機能していたと見てよいだろう。また、『隋書』卷三四、經籍志三に、『類苑』百二十卷や『華林遍略』百二十卷といった類書に並んで、尚書左丞劉杳撰『寿光書苑』二百卷が挙げられ、寿光殿が文化・學術センターの機能を果たしていたことの証左となろう。その他、『梁書』卷四九、文學伝上に、梁の武帝が文學者を優遇したことを述べたくだりに、

其在位者、則沈約・江淹・任昉、並以文采、妙絶當時。至若彭城劉洸・吳興丘遲・東海王僧孺・吳郡張率等、或入直文德、通謙寿光、皆後來之選也。

とあり、また、同伝に武帝が周興嗣の文才を認めた後に、員外散騎侍郎に拔擢し、「進みて文德・寿光省に直」せしめたことが記されるが、これらの記事もまた内省の中樞施設として文德殿と寿光殿の二殿堂が対になって機能し、双方に「内省職」が置かれたことを想定させるものといえよう<sup>23</sup>。

さて、文德待詔省の学士制度が天監初年に設けられた制度である点については先に述べたが、その後、天監六年に袁峻が「文德学士省に直」したのを最後に、この制度はしばらく姿を消す。これにかわって、寿光省において新たな「内省職」が生まれている。すなわち、『陳書』卷二四、周弘正伝に、「普通中、初置司文義郎、直寿光省、以弘正為司義侍郎」とあるものがそれである。また、『梁書』卷四八、儒林伝に、賀琛の肝煎りで孔子袂が西省学士に任命され、『梁

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―(小林)

官』編纂にあつた後のこととして、

中書舍人賀琛受敕撰梁官、啓子祐為西省學士、助撰錄。書成、兼司文侍郎、不就、久之兼主客郎、舍人、學士如故。とあり、司文侍郎に任命されている（就任はせず）。賀琛が中書舍人であつたのは彼の伝によれば普通年間であるから、周弘正と同じ頃であつたかと推定される。加えて『梁書』卷五〇、文学伝下に、任孝恭が「西省において史を撰」した後のこととして、「初為奉朝請、進直寿光省、為司文侍郎、俄兼中書通事舍人」とあり、これらの記事とを考え合わせると、普通年間に入つて「司文侍郎」と「司義侍郎」の二種の官が新たに置かれ、寿光省に入直する制度が生まれ、二つを合わせて「司文義郎」と称したようである。

司文義郎制度は、普通年間に設置されて以降も、かなり長く存続したようであり、最後の例としては『陳書』卷二七、姚察伝に、簡文帝が即位した後に、姚察が南海王国左常侍兼司文侍郎に起家したとある記事があるので、この時期まで存続したことがわかる。普通年間から簡文帝即位の間の記事としては、まず、先に引いた任孝恭の事例が、様々な史料から中大通年間（五二九～五三四年）であると推定され<sup>2)</sup>、また、『陳書』卷三四、文学伝に、岑之敬が、大同二年（五三六年）に一八才の若さで「寿光學士・司義郎」に就任したことを記し、また、『陳書』卷一九、虞荔伝に、大同七年に虞荔が士林學士に任命された後のことを述べて「尋為司文郎、遷通直散騎侍郎、兼中書舍人」とあり、また、『陳書』卷三三、儒林伝に、全緩について「梁太清初、歷王國侍郎、奉朝請、俄轉國子助教、兼司義郎、專講詩易」とある。断片的な記事ではあるが、普通・中大通・大同・太清と、司文義郎制度は設立以降、武帝治世後半を通じて存続していたように思われる。

では、司文義郎はどのような性格を持っていたのであろうか。特にこれに関する史料は見あたらないが、寿光省を勤務場所としていたことから、文化・學術に関連する職であることは確かであろう。その他に、手がかりとなるのは「文」と「義」の対比のようである。「文義」の語は通常「文の義」、つまり「文意」の意味であることが多いが、「文と義」の意味に解釈した方が意味が通じる事例も多々ある。たとえば、「少有文義、好述作」（『晋書』卷三七、南陽王保伝）

・「為性簡素、寡嗜欲、愛好文義」(『宋書』卷五一、臨川王義慶伝)・「少而貞立、学涉文義」(『南齊書』卷三四、庾杲之伝)といった用例がそれにあたるようである。また、「文義之士」という表現も、『宋書』卷八二、沈懷文伝、あるいは『顔氏家訓』涉務篇などに見えるが、この「文義之士」について、宇都宮清吉氏は「文学や経学に通じた」人物と解釈し<sup>25)</sup>、森野繁夫氏はこれを「文」と「学」との均整がとれた人物としている<sup>26)</sup>。この対比に関連して想起されるのは、「文」と「質」の対比である。周知のように、梁時代において、昭明太子の文学観を示した著名な「能麗而不浮、典而不野、文質彬彬、有君子之致」(『答湘東王求文集及詩苑采華書』)という言葉に代表されるように、文学の世界において「文」と「質」の調和が重視(現実の作品においては、必ずしも調和が保たれていなかったが)されていた。これに加えて、筆者はかつて、国家祭祀をめぐる礼制論議の中においても、「文」≡華麗と「質」≡質素の対比、あるいは使い分けが論じられたことを指摘し、この対比が梁時代のジャンルを問わない思潮であったことを論じた<sup>27)</sup>。「文」と「義」の対比が個人の才能の中における文学と経学の両立を問題としているのに対し、「文」と「質」の対比は礼学(あるいは経学)・文学いずれにも適用される対比であるので、両者はニュアンスを異にする対比ではあるが、思考法や価値基準には通底するものがあるように思われる。森三樹三郎氏は、武帝が理想とする士大夫の教養とは、玄・儒・文・史のうち、いずれか一方に偏しない「伝統的な調和の精神」に基づくものであり、彼が永明体や宮体のような耽美主義に流れる文学至上主義の風潮に対しては批判的であったことを指摘しているが<sup>28)</sup>、司文義郎設置に込められたものもまた「調和主義」であったといえよう。

このように考えると、司文義郎の性格も自ずと明らかになる。たとえば、『陳書』卷三四、文学伝に、岑之敬の父岑善紆について「梁世以経学聞、官至吳寧令、司義郎」とあって経学と司義侍郎の関係は明らかであり、岑善紆も含めた任命者を見ると、司文侍郎は、孔子袿・任孝恭・虞荔・姚察と文章に秀でた人物が並び、司義侍郎は周弘正・岑善紆・岑之敬・全緩と経学に優れた人物が顔をそろえている。ただし、「文」の才能の故に任命されたはずの司文侍郎といえども、文壇の花形を配置した文徳待詔省の学士とは性格を異にする集団に属したように思われる。たとえば、司文待

郎兼中書舍人であった任孝恭は、右に任命者の中では名が知られた人物ではあるが、『梁書』卷五〇、文学伝下に、

勅遣製建陵寺刹下銘、又高祖集序文、並富麗、自是專掌公家筆翰。孝恭為文敏速、受詔立成、若不留意、每奏、高祖輒稱善、累賜金帛。……(中略)……而性頗自伐、以才能尚人、於時輩中多有忽略、世以此少之。

とあり、どちらかといえば詔敕作成に力を發揮する行政官タイプであって、かつ自尊心の強さから、世人の評価はよくない人物であったとされる。武帝が批判的であった主流派の文人・文学者の範疇には入らないであろう。また、虞荔は、士林館設立の際に書いた文章を武帝に認められ、司文侍郎に任命されているが、第二節で述べたように権力から距離を置くことにとり、**「文史」**によつてのみ名が知られた人物であった。そのように考えると、司文義郎制度は**「文」と「義」**の調和を提唱する立場から設立されたものの、ここでいう**「文」とは、当時の文壇主流派の「文」とはかなりニユアンスの違うもの(武帝の理想とする「文」)**であったようである。

### (3) 中大通四年における文徳省学士の再設置

さて、前項で指摘したように、文徳殿の学士制度は一端姿を消すが、この制度が再び現れるのは中大通四年(五三二年)である。『梁書』卷四九、文学伝上に、

初、太宗在藩、雅好文章士、時肩吾与東海徐摛・吳郡陸杲・彭城劉遵・劉孝儀、儀弟孝威、同被賞接。及居東宮、又開文徳省、置学士、肩吾子信・摘子陵・吳郡張長公・北地傅弘・東海鮑至等充其選。

とあるものである。晋安王綱が皇太子となつたのは中大通三年、東宮に居を移したのは翌四年であるが、この時、晋安王をとりまく庾肩吾・徐摛以下の文学集団が建康の文壇に登場し、「宮体詩」の新風を巻き起こしたことは周知に属する。蕭綱の立太子と共に、この集団の主要メンバーは東宮の要職を占めるが、一方、彼らの子の世代である庾信や徐陵などは文徳省の学士となっている。また、『北史』卷八三、文苑伝に、庾信について、

父肩吾、為梁太子中庶子、掌管記。東海徐摛為右衛率。摛子陵及信並為抄撰學士。父子在東宮、出入禁闥、恩禮莫與比隆。

とあり、庾父子・徐父子がそれぞれ宮城でも東宮でも重きをなしたことを記すが、この記事にある抄撰學士が文徳省の學士であるとすれば、その職掌は抄撰、すなわち著述活動であると見てよいだろう<sup>29)</sup>。とすれば、この『北史』文苑伝の記事は、先に引いた『梁書』文学伝に言う、庾肩吾・徐摛が東宮に、庾信・徐陵が内省の文徳省に配置された措置のことを述べているとしてよからう。

ところで、右の史料で「文徳省を開く」とあるが、文徳殿には常に文徳省（正確には文徳待詔省か）が設けられていたわけではなく、天監以降、いずれかの時点で文徳省は廃止されており、それがこの時に至って復活したことを意味している。先に引いた『梁書』文学伝上に、「東宮建、以（到沆）為太子洗馬。時文徳殿置學士省、召高才碩學者待詔其中、使校定墳史、詔沆通籍焉」とあり、梁王朝が樹立され、蕭綱が新たに皇太子となった時に、東宮の官属である到沆が同時に文徳殿に勤務するよう命じられている。この記事から、立太子と文徳待詔省における學士の設置が同時であったことがわかるが、両者の因果関係は必ずしも明確ではない。晋安王の立太子の時の記事も同様であるが、學士に任命された顔ぶれからすれば、前述のように立太子と學士設置の間に因果関係があると見るのが自然であろう。とすれば、蕭統の立太子と文徳の學士との関係もまたなんらかの因果関係があったのではないかと考えられるが、立太子の際には蕭統はまだ三才であり、以後数年間は宮城内の永福省に居たので、蕭綱の場合と同様の、東宮と文徳省の間の連繫という政治的効果があつたかどうかは疑問である。その後、蕭統が成長した後、前述のように文徳省の學士が見られなくなるが、これは天監十四年（五一五年）に太子が元服して万機を統べるようになることと関連するかも知れない。太子は内省に入つて政務を執つたであろうから、とりたてて内省の中心殿舎にスタッフを置く必要がなくなったと考えられるからである。これに対して、蕭綱の場合は、基本的には東宮に居住していたと思われるから、文徳省に自らの影響下にある「内省職」を配置することになんらかの効果が期待されたと思われる。蕭綱の主導する「宮体詩」の流行の裏面

には、如上の政治的措置があつたように思われるのである。

このように、梁時代においては、秘書省（秘閣）の他に、武帝が居ること多い内省の中心的殿舎である文徳殿や、これに隣接すると思われる寿光殿、あるいは後宮の北に位置する華林園等に各種の書籍が集積された。これら殿舎や園林は、入直制度の拠点となり、単なる殿舎や園林ではなく、文化・學術センターとして機能するようになった。それゆえ「文徳（待詔）省」・「寿光省」・「華林省」と称されたのであろう。また、待詔や学士は以前から存在はしたものの、入直制度と結びつくことよつて「内省職」として制度化していったと考えられる。

#### （4） 陳時代における学士の制度化

前項では梁時代において、入直制度と学士等が結びつくことよつて、武帝をとりまく文化・學術に秀でたスタッフが「内省職」として組織化されていったことを指摘したが、本項ではそれ以降の状況を簡単に見ていく。

侯景の乱後の江陵における元帝政權においても学士制度は存在しており、『北齊書』卷四五、顔之推伝に引かれた「觀我生賦」の自注に、王僧弁が江陵に送つてきた書籍の校定作業の分担を記した中に、「直省学士王珪」・「直学士劉仁英」・「直省学士周確」が見え、依然として学士制度と内省における入直制度とが密接に結びついていることがわかる。

陳王朝樹立後においては、入直に関連する史料や内省の状況に関わる史料は、梁時代に比してもさらに零細になり、詳細を知ることが困難であるが、限られた史料を検討すると、学士制度が梁時代よりも制度化・固定化していったことがうかがえる。まず、『陳書』卷二、高祖紀、永定三年夏閏四月の条に、

甲午、詔依前代置西省学士、兼以伎術者預焉。

とあって、梁時代を踏襲して西省学士が置かれているが、伎術者をこれに預からせたというから、かつてのような文化的な西省学士の性格はないようである。また、東宮学士（『陳書』卷二七、姚察伝・『陳書』卷三四、文学伝（徐伯陽）など）、秘書省の属官とされる「撰史学士」（『陳書』卷三〇、顧野王伝・『隋書』卷五八、許善心伝など）が見え、学士制度が一般化していったことがうかがえる。

さて、これらにもまして注目すべきは、特定の殿舎と学士とが入直制度によって結びついている例がかなり見受けられる点である。いま、これを一覧にすると以下のようになる。

姓名	年代	学士の名称	本官	出典
姚察	永定初年	嘉德殿学士	不明	『陳書』卷二七、本伝
陸瑒	文帝以前	直嘉德殿学士	始興王法曹・外兵参军	『陳書』卷三四、本伝
沈不害	天嘉元年	嘉德殿学士	衡陽王府中記室参军	『陳書』卷三三、本伝
陸玠	天嘉中	直天保殿学士	衡陽王文学	『陳書』卷三四、本伝
姚察	太建初年	宣明殿学士	左通直（？）散騎侍郎	『陳書』卷二七、本伝
岑之敬	太建初年	東宮義省学士	不明	『陳書』卷三四、本伝
阮卓	至徳元年	德教殿学士	尋兼通直散騎常侍	『陳書』卷三四、本伝
陸從典	後主治世	德教学士（不就）	不明	『陳書』卷三〇、本伝
沈君道	禎明二年	德教学士	不明	『南史』卷二〇、後主紀
蔡翼	陳末	德教学士	司徒属	『陳書』卷二九、本伝
陸琛	不明	直宣明殿学士	司徒主簿	『陳書』卷三四、本伝

この表に見える嘉德殿・德教殿・天保殿・宣明殿といった殿舎名は梁時代にはなかったようである。太清二く三年（五四八く五四九年）の侯景の乱や承聖元年（五五二年）の侯景討伐戦の際の兵火によって、太極殿をはじめとする殿舎が焼失しているが、その後、陳王朝成立後に武帝・文帝が宮城の殿舎を再建している<sup>30</sup>。右の諸殿舎はこの過程で建てら

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―（小林）

れたものであろう。四殿舎のうち前二者は、他の史料にも見られ、嘉徳殿は皇帝主催の宴会に使用された例があり、『陳書』巻八、侯安都伝)、徳教殿は隋時賀若弼が台城攻略後に後主を監禁した殿舎である。また、『隋書』卷三三、経籍志二に、『陳徳教殿四部目録』四巻が見え、徳教殿に書籍が集積されていたことがわかる。梁時代において、文徳殿や寿光殿は内省区域の文化・學術センターであり、そこに学士等が置かれたことから類推すると、これら四殿舎も内省区域に存在し、梁の文徳・寿光兩殿と同様の性格を持っていたことが想定される。なお、『隋書』経籍志には他に『陳承香殿五經史記目録』二巻が見え、承香殿には四部分類という甲・乙部が保管されていたが、後主が負傷を癒す際にこの殿舎を使用しているの(『南史』巻一一、後主張貴妃伝)、内省区域に存在したのであろう。しかし、ここに学士が置かれていたか否かは不明である。

右の表を見ると、史料によつて「直」や「殿」の字が省略されている例がほとんどであり、表現にばらつきがあるが、陳時代の学士制度は、おそらくは「直某殿学士」と称するのが正式のものである。四殿舎はいずれも内省に存在し、ここに学士が入直して學術活動を行い、あるいは皇帝の諮問に応じたと考えられる。陳時代には動乱の後をうけて、図書収集も意のままにはいかず、梁時代の文化・學術のレヴェルを保つことはできなかったとされるが、四殿舎に学士が配置される体制を持ち、形式上とはいへ、学士制度はむしろ梁時代よりも体系化されていたようにも見受けられる。ただし、『隋書』卷二六、百官志上に載せる陳時代の官品表には、こういった学士は見えないので、内省の組織化は正式な官としては未だ認められず、「職」の範疇に留まったということになる(したがって、何らかの「官」に任官する必要があったと思われる)。このように、晋南朝を通じて徐々に発達してきた「内省職」は陳時代の学士制度の体系化によつて、一応の終着点に達したといふことはできよう。

## おわりに

以上、梁陳時代を中心に内省機能の変遷を検討した。これをまとめると以下のようなになる。

- ① 建康宮城の最内郭、太極殿と後宮の間には皇帝の日常生活空間たる「内省」があった。内省は時代がくだるに従って、政治的重要性を帯びるようになってきた。
- ② 東晋末には内省の内部にある「西省」において中書侍郎などの官人を入直させて詔敕作成に従事させる「西省郎」制度が生まれた。西省郎は宋初に消滅するようであるが、西省はその後中書舎人の勤務地となり、斉時代には四省と称されるようになった可能性がある。
- ③ 梁時代に入ると、西省は文化・學術センターとして現れるが、この時代の西省とは秘書省（秘閣）を指した。
- ④ 梁時代には、中書舎人の活動の場は広く「内省（禁省）」として認識された。またそれ以外にも、官人が本官の職務とは別に、内省に入直して様々な任務に従事する形態が現れた。これらを「内省職」と総称する。これは、この時代に「官」と「職」が分離していく過程の一現象であったともいえる。
- ⑤ 梁の武帝治世には、秘書省の他、文德殿・寿光殿・華林園などに書籍が集積され、文化・學術センターとして機能した。特に内省内にあった文德殿・寿光殿には「文德省」・「寿光省」が置かれ、「内省職」の活動舞台となった。
- ⑥ 梁の武帝初年、蕭統の立太子と同時に、文德殿において学士が置かれて待詔し、文壇の主流にある人士がこれに就任して文化事業に従事したが、太子の成長に伴い、廃止された。中大通四年に新太子蕭綱が東宮に入ると、同時に文德省が再設置され、蕭綱の率いる文学集団に属する若手文学者が学士に任命された。
- ⑦ 普通年間には、寿光省に司文義郎が置かれ、簡文帝治世までの長きにわたって存続した。大まかに言って、司文義郎に任命された人物は、文壇の主流派をそそえた文德省の学士とは違って、經学者や実務派官人であった。

⑧陳時代には、内省内の嘉德殿・徳教殿・天保殿・宣明殿といった殿舎に学士を置くなど、「内省職」がさらに整備され、体系化された。

そもそも、魏晋南北朝時代においては、国家レヴェルの政策は、太極殿（前殿・東堂・西堂を含む）なり、朝堂（尚書上省）等のしかるべき官衙なりで議論され、決定されるべきものであった。これに対して、内省区域は皇帝の生活空間としての性格を強く有し、少なくとも建前では高級官人が組織的に動きまわる場ではなかったといえる。しかし、それゆえにこそ、特定の官人が内省に入直するという行為が政治的に重要な意味を持つてくるのである。東晋から宋斉時代にかけて、こういった内省の政治空間化が進行し、皇帝権力によって、内省内部に様々な任務を持つ「職」が作られていき、『泰始律令』等で規定された本来の官僚制度の運用制度を無力化していく。中村圭爾氏は、魏晋南北朝時代において、官職が本来併せ持つべき「標識の性格を持つ官位」と「機能の性格を持つ職務」という二つの要素が分離していき、官人たちは前者の保持を必要としつつも後者を忌避したことを指摘するとともに、その背景として「職務を媒介とした皇帝との関係」に対する懐疑・拒否感が彼らの意識の深層に横たわっていたのではないかと論じている<sup>31</sup>。氏の論に沿って言えば、「貴族」集団からすれば忌避すべき「職」の部分のみが、皇帝によってピックアップされたものの一つが、「内省職」であったといえよう。これによってあるべき「官」の体系はゆがんでいったが、梁陳時代を通じて、内省がより多くの官人に公開され、組織化が進む現象は、こういったゆがみを是正しようとする動きの一つであったともいえる。

さて、本稿で整理を試みた内省の組織化は、あくまで魏晋南北朝時代における内省の機能のごく一部分であり、他にも検討すべきことは多い。特に、当該時代の権力構造の中で内省、あるいは内省への入直がどのような意味を持っていたのかについては、本稿ではわずかに触れる程度であり、先に述べたような官僚制度の運用とその変質という当該時代の流れの中で、内省がどのような作用を果たしたのか、具体的な検討はこれからの課題となる。前稿でも指摘したが、権

力交代期に権臣が内省に入直する事例はイレギュラーな例とはいえ、史料が比較的多く存する部分であり、これらの事例を細かく分析することによって、当該時代の政策決定の場が浮かびあがってくるのではないかと考えている。また、なにより、北朝や隋唐の政治制度との比較検討も忘れていけない大きな視点であろう。以上挙げただけでも残された課題は多いが、今後徐々に検討を重ねていきたい。

## 註

- (1) 戦後日本における、魏晋南北朝時代における貴族制研究史については、中村圭爾「六朝貴族制論」（谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』、河合文化教育研究所、一九九三）にまとめられている。また、魏晋から隋唐にかけての貴族制の中でも本質的な要素たる「貴族政治」のあり方をめぐる、我が国における代表的研究をまとめたものとして、川合安「六朝隋唐の「貴族政治」」（『北大史学』三九、一九九九）があり、同氏はここで、「君主対貴族」の対抗関係を以って当該時代の政治を把握する視点は否定されたとし、貴族のみならず皇帝・三省をも含めた全体が支配層の合意形成の機構であったのではないかという提言をおこなっている。
- (2) 代表的な論考として、野田俊昭「東晋南朝における天子の支配権力と尚書省」（『九州大学東洋史論集』五、一九七七）を挙げる。
- (3) 盧海鳴『六朝都城』第三章（南京出版社、二〇〇二）、及び賀雲翔『六朝瓦当与六朝都城』第六章「六朝都城及宮城」（文物出版社、二〇〇五）参照。
- (4) 建康宮城の構造については、基本的には、郭湖生「台城辯」（『文物』一九九一—五）に依拠して論を進める。
- (5) 魏晋南朝時代における宮城の復元図については、傅熹年主編『中国古代建築史』第二卷、三国・两晋・南北朝・隋唐・五代建築、第二章「两晋南北朝建築」、（中国建筑工業出版社、二〇〇一）参照。

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―（小林）

- (6) 祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』第八章「兩漢魏晉南北朝門下」(中国社会科学出版社、一九九〇) 参照。
- (7) 拙稿「晋南朝における宮城の構造と政治空間——入直制度と「内省」に関する一試論——」(森田武教授退官記念会編『近世・近代日本社会の展開と社会諸科学の現在』、新泉社、二〇〇七) 参照。
- (8) 張金龍『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』上下巻(中華書局、二〇〇四) 参照。
- (9) 海野洋平「梁の西省について」(『歴史』九〇、一九九八) 参照。
- (10) 白衣領職の政治的・社会的意味については、越智重明「白衣領職をめぐる」(『小尾博士古稀記念中国学論集』、汲古書院、一九八三)、越智氏の論点を批判した中村圭爾『六朝貴族制研究』第三篇第一章「除名について」(風間書房、一九八七)、さらに越智氏が先の論文を補訂等した「六朝の免官、削爵、除名」(『東洋学報』七四―三・四、一九九三)、に詳しい。両氏には見解の相違があるが、本稿に関わる部分に関しては両者の理解は近いと言える。
- (11) 中書舎人の職掌や政治的地位の変遷については、山本隆義『中国政治制度の研究』(同朋舎、一九六八) 各章に詳しく述べられている。
- (12) 中書舎人の権限増大の概要については、陳琳国『魏晉南北朝政治制度研究』第二章「南朝：中枢制度演変(上)」(文津出版社、一九九四) に詳しい。
- (13) なお、陳琳国氏注(12)前掲書は、四省の成立を、正式の官制上においては存在しないが、実質的な皇帝直属の中枢機構たる「舍人省」の成立と見なしている。しかし、前稿で述べたように、魏晉南北朝においては、「省」の語は官衛の意味の他に、宮城内の様々な施設の名称として広く使用されていた。西省もまたその一つであるので、「直舎人省」(『南齊書』五六、倖臣伝)・「入舎人省」(『南史』卷二一、王融伝)といった南朝の史料に見える「舎人省」は、西省と同じく、単なる施設の名称を意味しているのみであって、「四省」の成立が、官衛としての舎人省の独立を意味していたわけではないのかも知れない。
- (14) 後述のように、『南史』卷四九、劉峻伝では、「秘書」ではなく「秘閣」とする。
- (15) 梁の武帝治世における礼制改革と『梁官』の持つ礼制史上の位置づけについては、拙稿「秦始礼制から天監礼制へ」(『唐代史研

究』第八号、二〇〇五）参照。

(16) 榎本あゆち「梁の中書舎人と南朝賢才主義」（『名古屋大学東洋史論集』一〇、一九八五）参照。

(17) 楊鴻年『漢魏制度叢考』（武漢大学出版社、一九八五）参照。

(18) 建康宮城の建設過程と火災による焼失状況については、賀雲翺注（3）前掲書に詳しい。

(19) 陳蘇鎮「西省考」（『周一良先生八十年日記念論文集』中国社会科科学出版社、一九九三）参照。なお、同氏は、秘書省が西省であるとすれば、『隋書』卷二六、百官志上に梁時代の秘書省の属官について、「又有撰史学士、亦知史書」とあることから、第二節で触れた西省学士はこの撰史学士に他ならないとする。とすれば、撰史学士＝西省学士は正式の「官」であった可能性もあるが、同書の梁の官班や陳の官品の一覧に現れないので、やはり「職」にすぎなかったようにも思える。

(20) 渡辺信一郎「宮闕と園林——三～六世紀における皇帝権力の空間構成——」（『考古学研究』四七一～二〇〇〇）参照。後に『中国古代の王権と天下秩序——日中比較史の視点から——』（校倉書房、二〇〇三）に収録。

(21) ただし、『南齊書』卷五二、文学伝に、宋孝武帝の命によって、祖冲之が「華林省に直」した例があり、その他にも梁時代以前にも華林園が「華林省」と称された例はいくつかある。

(22) ただし、姚名達『中国目錄学史』（上海古籍出版社、二〇〇二）によれば、『隋書』経籍志以降の四部分類が劉向・劉歆の『七略』や阮孝緒の『七録』の系統を引いているのに対して、荀勗・李充系統の書籍分類法は「単純四分法」であって、隋以降の四部分類とは異質のものであるとする。なお、魏晋南北朝時代の宮中圖書の変遷については、陳徳弟「魏晋南北朝官府藏書事業述略」（張国剛編『中国中古史論集』（天津古籍出版社、二〇〇三）に、要領よくまとめられている。また、日本における最近の論考としては、井上進「四部分類の成立」（『山根幸夫教授退休記念明代史論集』（汲古書院、一九九〇、後に改訂の上、『書林の眺望（伝統中国の書物世界』（平凡社、二〇〇六年、所収）に所収。）があり、魏晋南北朝時代において四部分類が成立した背景を論じ、「義」の学が「玄・儒」に二分化された後に「儒」に一本化される過程で、学問全体の中では相対的に弱体化していき、一方で「事」の学たる「文・史」が成長していったという展望を行っている。

晋南朝における宮城内省区域の展開―梁陳時代における内省の組織化を中心に―（小林）

- (23) なお、文徳殿と対をなす殿舎として、寿光殿の他に、武徳殿なるものも存在したようである。『梁書』四〇、司馬襲伝に、「(天監)十六年、出為宣毅南康王長史、行府国並石頭戍軍事。襲雖居外官、有敕預文徳・武徳二殿長名問訊、不限日」とあり、府官・国官に就きつつも文徳・武徳の兩殿舎に入直して武帝の諮問に預かり、「内省職」の任にあたっていたことがわかる。この記事から兩殿舎は近いところに並んで建てられていたことが推測される。しかしながら、武徳殿には文徳殿や寿光殿のような文化・學術センターとしての機能はないようである。『梁書』卷五六、侯景伝、あるいは『資治通鑑』卷一六二、太清三年三月の条によつて、侯景が建康宮城を陥した後の状況から殿舎配置を推測すると以下のようになる。武帝は宮城陥落以降、基本的には文徳殿に居住していたが、この時、侯景は腹心王伟を武徳殿に、于子悦を太極東堂にそれぞれ駐屯させている。この措置は武帝の行動を制約するための措置であるとすれば、兩名は武帝の居住する文徳殿を兩側から挟み込む形が自然であろう。とすると、文徳殿は武徳殿と東堂の間にあり、南から東堂―文徳殿―武徳殿の順に並んでいたことが推測される。また、本文で述べたように、寿光殿も文徳殿と対になるべき存在であつたので、この殿舎もまた文徳殿の近くに建てられていたことが推測される。この殿は文徳殿と同様、文化・學術センターとしての機能を持つが、宴が開催されることもあり、皇帝の私的空間としての色彩がやや強いようである。内田昌功「魏晋南北朝の宮における東西軸構造」(『史朋』三七、二〇〇四)によれば、建康宮城には東を公的なもの、西を私的なものとする通念が存在していたといひ、太極西堂もまた前殿や東堂に比して私的色彩が強い。以上のように考えると、寿光省は文徳殿の西側、太極西堂の北側に位置していたのではないかと思われる。
- (24) 『芸文類聚』卷五八、雜文部四、檄に載せられた「為汝南王檄魏文」は、『梁書』卷三、武帝紀の関連記事から見て、中大通二年(五三〇年)に執筆されたと思われる、また、『文苑英華』卷六五〇に載せられた「為何敬容報東魏文」における何敬容の肩書は「侍中・宣惠將軍・尚書左僕射」となっているが、何敬容がこの官に就任したのは中大通五年である(『梁書』卷三七、何敬容伝)。任孝恭が朝廷で筆を振るつたのは西省における撰史事業に携わつて以降であろうから、司文侍郎就任も中大通年間のことであるとしてほぼ間違いないであろう。
- (25) 宇都宮清吉訳『顔氏家訓』(平凡社東洋文庫五一四、一九九〇)による。

- (26) 森野繁夫『六朝詩の研究』第二章「齊梁の文学集団と中心人物」(第一学習社、一九七六)による。
- (27) 拙稿「梁の武帝による礼制改革の特質——天監年間の国家祭祀の改革を中心に——」『集刊東洋学』(東北大学中国文史哲研究会)九三、二〇〇五)参照。
- (28) 森三樹三郎氏『梁の武帝』第五章「梁代の文化と武帝の教養」(平楽寺書店、一九五六)参照。
- (29) ただし、抄撰学士が東宮の官である可能性もある。『陳書』卷二六、徐陵伝に、「中大通三年、王立為皇太子、東宮置学士、陵充其選」とあるものが、抄撰学士を指していることと見ることもできるからである。
- (30) 梁末陳初における建康宮城焼失の過程、及び陳時代における再建の過程については、賀雲翱注(3)前掲書にまとめられている。
- (31) 中村圭爾「六朝貴族制と官僚制」(『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』、汲古書院、一九九七)参照。

晋南朝における宮城内省区域の展開——梁陳時代における内省の組織化を中心に——(小林)